

## 試合中のトラブルについて

試合中、一方の選手の柔道衣の中から ID カード等が発見されたとき、又は金属らしき物質の入ったサポーターを付けていたことが発見されたときの取り扱い。

上記混乱を IJF の見解を含め、今後以下のように統一する。

審判員は試合を成立させる義務があるので、審判員自身の過失を選手に負わさないよう配慮することが必要である。

服装検査は審判員又は係員が試合前に正確に検査する。

規定第3条「服装(柔道衣)」、第4条「衛生」はもちろんサポーターを付けている場合は「硬い物質」や「金属」が混入していないかの検査、また女子の場合はTシャツの企画・マーク等についても検査する。また、柔道衣の中に異物が混入していないか等についても正確に検査する。

検査合格後、違法行為等によって改ざんが認められた場合は規定どおり「棄権勝ち」や「反則負け」が適用される。

の正確な検査が行われていない場合は選手の責任とせず、試合中であれば柔道衣の場合は取替え、異物の場合は除去して試合を続行させる。

IJF スポーツ運営規定には「コントロール係員」の任務が明文化されている。

20.3【コントロール係員には、選手の ID の確認、次の試合への準備、先に呼ばれた選手が青色の柔道衣、後に呼ばれた選手が白色の柔道衣を着用されていることの確認、またゼッケンの確認等、さまざまな任務がある。柔道衣コントロールの担当者は、試合審判規定第3条「柔道衣」に精通していなければならない。】とあり、係員が強い責任のもと柔道衣検査をしなければならない。

また、大会で選手の ID を義務付けしている場合は、選手確認の後、係員がその選手の ID を預かり、終了後返還する方法をとることが適切である。

### (参考)

第3条 服装(柔道衣)の附則では、【試合者の柔道衣が、この条項に適していない場合は、審判員はその試合者にできるだけ短時間に、この条項に適した柔道衣に着替えるよう命じなければならない。】とあり、また【審判員は柔道衣検査のとき、試合者の両手を肩の高さで腕を十分に伸ばして前方に上げさせ、十分袖の長さがあるかを確かめる。】とある。

第6条 主審の位置と任務の附則では、【試合者が試合審判規定の第3条・第4条に従っているかどうかを確認しなければならない。】 第3条服装(柔道衣)第4条衛生  
また、【主審は試合が始まる前に、試合場、用具、柔道衣、衛生、競技係員等すべてが適正な状態にあることを確認しなければならない。】とある。

以上のように、柔道衣や服装等については審判員が責任をもって試合前に検査することが義務付けられているが、第4条衛生の附則にある【第3条及び第4条の必要条件に適合していない試合者は、試合する権利を放棄させられ、三者多数決に従って、試合がまだ始まっていなかった場合には「不戦勝ち」が、試合がすでに始まっていた場合には「棄権勝ち」が、相手に与えられる。】の項目と第27条 禁止事項と罰則の【34）硬い物質又は金属の物質を身につけていること(覆っていても、いなくても)】の項目だけによって「棄権勝ち」や「反則負け」が適用されている現状があるので改善したい。